# 景品関係

## 一、東京テアトル株式会社に対する件

昭和四十七年（排）第二十号

排除命令

東京都中央区銀座一丁目十一番二号
東京テアトル株式会社
右代表者　代表取締役　吉岡定美

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　東京テアトル株式会社は、赤坂テアトルボーリングセンターにおいて、昭和四十七年七月十日から同年八月九日までを期間とし、一般消費者を対象に、「開場八周年記念」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委

員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、ボーリング場営業に関し、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　東京テアトル株式会社は、肩書地に本店を置き、東京都およびその他の府県において興行場、ボーリング場等を経営する事業者である。

二　東京テアトル株式会社は、同社が経営する赤坂テアトルボーリングセンターにおいて、「開場八周年記念」と称し、昭和四十七年七月十日から同年八月九日までを期間として、期間中同センターでボーリングを行なった者を対象に、ゲーム料六百円毎に抽せん券一枚を与え、抽せんにより、グアム島旅行招待二人一組（この経費十五万円）一本、カラーテレビ（五万二千円相当）一台、ポータブルステレオ（三万五千円相当）一台、スイス製腕時計（約三万円相当）三個その他の景品類（総額約五十七万八千円相当）を提供することを企画し、この企画を実施した。

三　しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は六百円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は一万円である。よって、右景品類のうち、グアム島旅行招待、カラーテレビ、ポータブルステレオおよびスイス製腕時計は、この制限をこえるものである。また、右懸賞に係る取引の予定総額は千六百万円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、東京テアトル株式会社の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事

項の制限」備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同制限の第一項および第三項に違反する。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十七年十一月二十二日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二